

令和8年4月1日から条例が改正されます！

「鹿児島市における建築物に附置する駐車施設に関する条例」について

鹿児島市では、駐車場法に基づき、「鹿児島市における建築物に附置する駐車施設に関する条例」を定め、駐車場の必要性が高い商業地等で、一定規模以上の建築物に駐車施設の附置を義務づける制度（附置義務駐車場）を設けています。

令和8年4月1日からは、改正条例が施行され、車いす利用者のための駐車施設の附置義務台数等の見直しや、駐車施設の附置に関する特例の追加を予定しています。

1. 対象となる地区

駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域内

2. 対象となる建築物と附置義務台数

※1 未満の端数が生じた場合は、切り上げ

用 途	建築物の延べ面積(注2)	附置義務台数算出式
特 定 用 途 (注1)	①百貨店、その他の店舗 及び事務所	延べ面積÷150 平方メートル
	②ホテル、病院等 (①③以外の特定用途)	延べ面積÷200 平方メートル
	③共同住宅	
非 特 定 用 途	老人ホーム等	延べ面積÷400 平方メートル
混 合 用 途	上記の用途の混合用途 (住宅付店舗等)	(特定用途部分の面積+ 非特定用途部分の面積×3/4) が1,500 平方メートルを 超えるもの それぞれの用途別に 上記の式で算出し合計する

車いす利用者のための駐車施設については、附置義務台数のうち少なくとも1台確保すること。

(8年10月1日以降に新築等に着工する場合は、改正条例へ適合する必要があります。)

4月1日以降

車いす利用者のための駐車施設については、附置義務台数のうち、下記の方法で算定した台数以上を確保すること。なお、1未満の端数が生じた場合は、切り上げて算定すること。

(a) 附置義務台数が200台以下の場合：附置義務台数÷50

(b) 附置義務台数が200台を超える場合：附置義務台数÷100+2

(1) 新築の場合

表の該当する用途に応じた方法で算定します。

(2) 増築等（増築、特定用途の面積が増えることになる大規模の模様替え等）の場合

表に示した延べ面積を超える建築物について、増築等を行う場合、または増築等により表に示した面積を超える場合の附置義務台数は、次のように算定します。

附置義務台数(A) = [増築等後の表の式による台数] - [増築等前の表の式による台数]

なお、増築等前に、附置義務 [増築等前の表の式による台数] を上回る台数が現に設置されていた場合には、その上回る分を(A)から引いた台数になります。

注1 特定用途とは

自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途で、駐車場法施行令第18条で定める次の用途

劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キヤバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫、工場及び共同住宅

※ 令和8年4月1日に駐車場法施行令の一部を改正する政令が施行され、共同住宅が特定用途に追加されますが、今回の条例改正にあわせて、関係条文の整理を行うことで、共同住宅に対する附置義務制度に変更は生じません。

注2 延べ面積とは

建築物の総床面積から、駐車施設部分（車路を含む）の面積を除いた面積

※自転車及び自動二輪用駐車施設は除くことができません。

3. 緩和措置

(1) 延べ面積6,000平方メートル未満の建築物の場合

「2.対象となる建築物と附置義務台数」で算定した台数に、次の式により得た数値を掛けた結果が、附置義務台数です。

$$1 - \frac{1,500 \text{ 平方メートル} \times (6,000 \text{ 平方メートル} - \text{延べ面積})}{6,000 \text{ 平方メートル} \times [\text{換算面積}] - 1,500 \text{ 平方メートル} \times \text{延べ面積}}$$

【換算面積】

- 特定用途の場合延べ面積
- 非特定用途の場合延べ面積×3/4
- 混合用途の場合特定用途部分の延べ面積+非特定用途の部分の面積×3/4

(2) 10,000平方メートルを超える事務所の場合

10,000平方メートルまでの部分の面積×1.0
10,000平方メートルを超え50,000平方メートルまでの部分の面積×0.7
50,000平方メートルを超え100,000平方メートルまでの部分の面積×0.6
100,000平方メートルを超える部分の面積×0.5

4. 駐車マスの大きさ

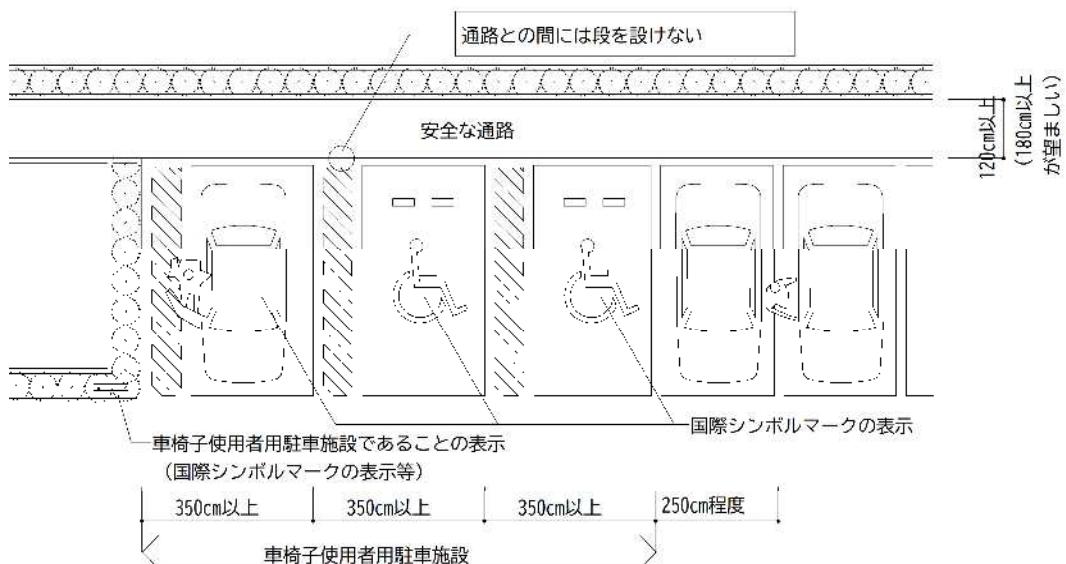
- 1台あたりの駐車マスは、幅2.3m以上、奥行5.0m以上が必要です。
- 車いす利用者のための駐車施設の駐車マスは、幅3.5m以上、奥行6.0m以上が必要です。
(8年10月1日以降に新築等に着工する場合は、改正条例へ適合する必要があります。)

4月1日以降

車いす利用者のための駐車施設については、上記に加え、梁下2.3m以上が必要

- なお、これらの駐車マスは、機械式駐車施設など特殊な装置を用いる駐車施設で、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものと市長が認めるものについては、適用しません。(具体的には、事前協議をしてください。)
- 駐車施設は、区画線等により、1台ごとに明確に区画してください。
- 車いす利用者のための駐車施設については、車いす利用者用である旨を表示してください。

【車いす利用者のための駐車施設の整備例】



(出典：高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準)

5. 駐車施設の附置の特例

(1) 隔地駐車施設

建築物の構造、または敷地の状態等により、やむを得ないと認められる場合に限り、敷地から概ね 300m以内の場所に駐車施設を設けることができます。

4月1日以降

第4期鹿児島市中心市街地活性化基本計画の区域内は、概ね500m以内

(2) 公共交通の利用促進策を講じる場合

利用者に対し公共交通機関の利用促進に資する措置を講じた場合は、別に規則で定めるところにより、附置義務台数を緩和することが可能ですので、個別にご相談ください。

(3) 既存駐車施設の駐車施設

既存駐車施設においては、利用状況に応じて、必要とされる台数を確保した上で、附置した駐車施設台数を緩和することが可能ですので、個別にご相談ください。

6. 手続き等

附置義務駐車施設を設置するときは、建築確認申請に先立って、あらかじめ届出等が必要です。
次の（ア）から（エ）を2部提出してください。

（ア）調書

（イ）図面

図面	明示すべき事項	縮尺
付近見取図	方位、道路、目標となる物件及び位置	
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び駐車施設の配置、並びに敷地が接する道路の位置及び幅員	500分の1以上
各階平面図	縮尺、方位、間取り及び各室の用途	200分の1以上

※駐車施設については、駐車マスの寸法及び駐車台数を記載してください。

- （ウ）建築物の面積表（複合用途の場合、用途ごとの床面積がわかるようにしてください。）
（エ）機械式駐車施設等の特殊な装置を用いる場合は、
国土交通大臣の認定書の写し、カタログ等（寸法や方式等がわかるもの）

駐車施設を敷地“外”に設ける場合は、次の（オ）から（ク）も2部提出してください。

（オ）届出書

（カ）駐車施設に関する図面（上記（イ）参照）

（キ）理由書（建築物の敷地内に、駐車施設を確保できない理由を記載の上、設置者名で押印）

（ク）借地の場合は、土地使用承諾書の写し

※調書及び届出書については、鹿児島市ホームページの

「環境・まちづくり → 交通（道路、駐車、駐輪）→ 駐車場 → 附置義務駐車場」より
ダウンロードが可能です。

※対象となる地区の確認については、「かごしまiマップ」の「都市計画マップ」をご活用
ください。

中活計画区域図
の二次元コード

かごしまiマップ
の二次元コード



問い合わせ先

〒892-8677 鹿児島市山下町 11-1

鹿児島市建設局都市計画部

市街地まちづくり推進課

電話：099-216-1388

Fax：099-216-1398

E-Mail：shimatiduku@city.kagoshima.lg.jp

